

事 務 連 絡

平成 21 年 12 月 24 日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
日本下水道事業団事業課長 殿  
(以下、都道府県経由)  
各市町村下水道担当課長 殿

国土交通省 都市・地域整備局下水道部  
下水道事業課 企画専門官

#### 下水道工事における事故防止対策の取り組みについて

下水道工事の事故防止にあたっては、平成 16 年 1 月に「下水道工事における事故防止のための重点対策」を通知するとともに、国土交通省へ報告のあった事故についてとりまとめた「下水道セーフティネット」を毎月送付し、事故を未然防止するための取り組みを要請しているところです。

しかしながら、下水道工事における事故に伴う死傷者数は、近年増加傾向にあり、更なる安全対策の取り組みが求められているところです。これらの状況に鑑み、国土交通省では、下水道工事の特性を踏まえた分析、安全対策を検討していくこととしており、そのために必要な事故データの蓄積をしていきたいので、工事現場で事故が発生した場合の報告について、別紙のとおり要領を定めたので、平成 22 年 1 月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

あわせて、より一層の安全対策の徹底と年末年始の工事現場における安全管理の強化をお願いいたします。